

○総務省告示第十七号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第四百号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号口の電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和六年一月十九日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの 「一七七 略」</p>			
別表			
区域	電気通信事業者	区域	電気通信事業者
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
静岡県の区域のうち熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を除く区域	中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社TOKAIケーブルネットワーク	静岡県の区域のうち熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を除く区域	中部テレコミュニケーション株式会社
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
沖縄県	OTNet株式会社	沖縄県	沖縄通信ネットワーク株式会社
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。			